

## 被措置児童等虐待の防止

### 被措置児童等虐待とは(定義)

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(身体的虐待)
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること(ネグレクト)
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

# 被措置児童等虐待ガイドラインのポイント

## I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

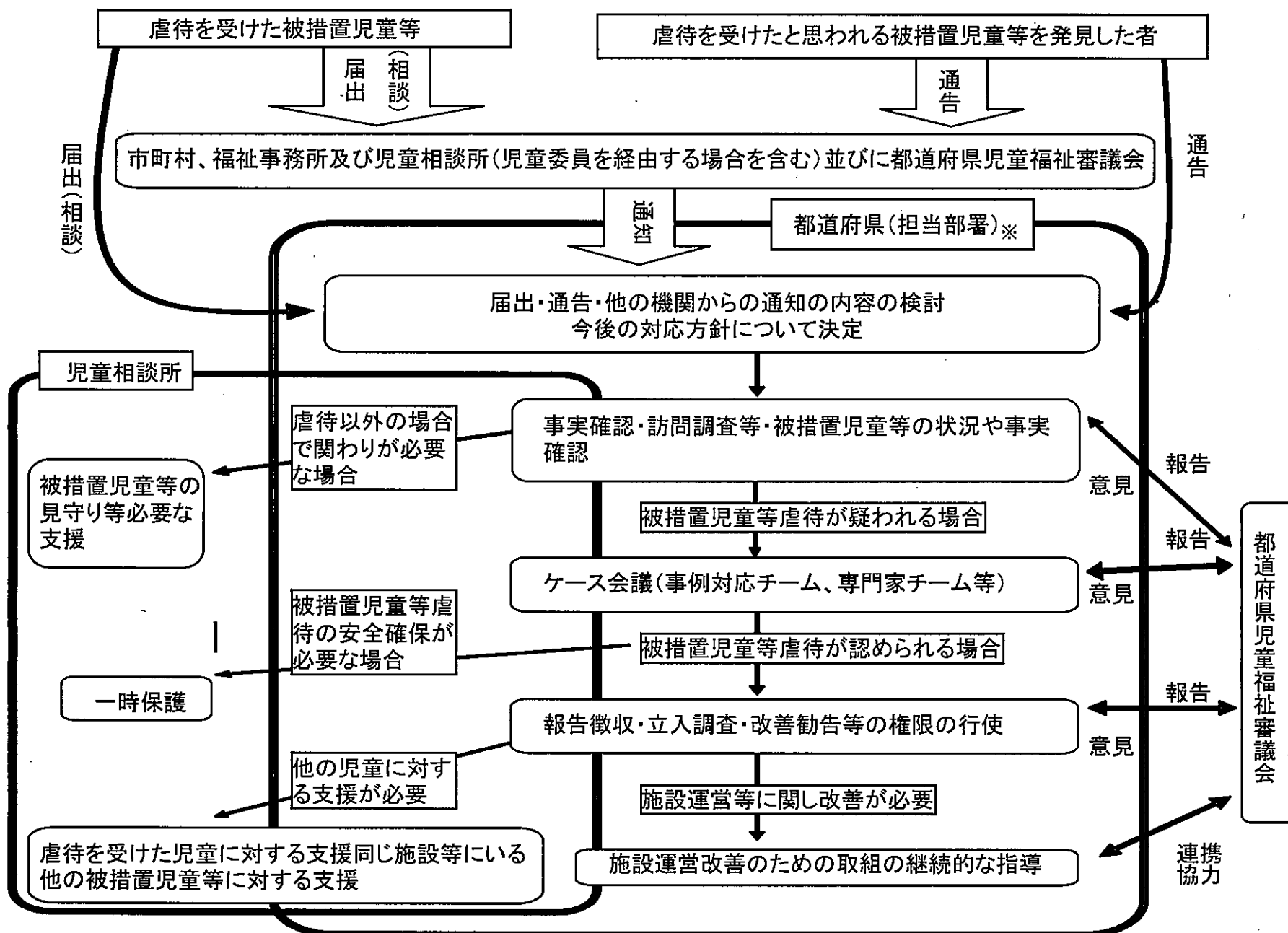
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

## II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

## III 参考資料(通告受理票)

## 被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



## 被措置児童等虐待の予防等

被措置児童等虐待対応ガイドラインより抜粋

- 施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

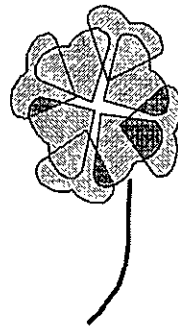
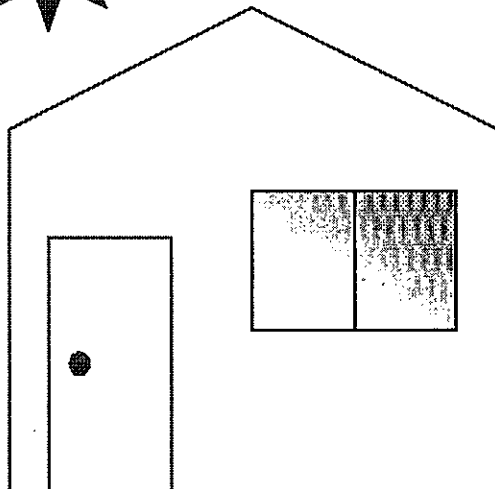
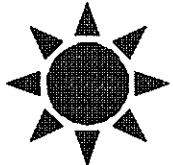
- ① 風通しのよい組織運営
- ② 開かれた組織運営
- ③ 職員の研修、資質の向上
- ④ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

どうなるの？

相談したら、あなたが虐待を受けることがない  
ように、考えて対応します。

もし、あなたが相談したことで心配なことが  
あれば、きちんとお話ししましょう。心配なこと  
がないように、一緒に考えます。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



子どもたちへの

大切なお知らせ

施設や里親さんのもとで  
暮らしているあなたへ

## ぎゃくたい 虐待とは？

### ぎゃくたい 虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること  
暴力をふるわれること
- 胸や性器をさわられるなど性的な行為  
やいたずらをされること
- お腹がすいてもご飯をもらえなかったり、  
長い時間ほったらかしにされること
- 心が傷つくようなことを言われたり、  
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員  
や里親さんがあなたに、このような  
虐待をしてはいけないことになっ  
ています。

## もし、虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、相談しましょう。



電話で相談する場合には、はじめに次の  
ように伝えましょう。

電話に出た人に、「私は\_\_\_\_\_という  
施設（里親等）にいますが、虐待をされたの  
でお電話しました。担当の人をお願いします。」  
と言ってください。

ほかの子どもから、いじめられ  
たり、嫌なことがあっても、  
施設の職員や里親さんに  
言えない時も  
ここに相談していいのです。

## れんらく どこに連絡したらいいの？

相談する人は次の3つのところにいます。どこ  
に連絡してもいいです。

- 児童相談所：子どもについての専門の職員  
がいるところ

担当の児童相談所

あなたの担当

電話番号

メール

- 都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導を  
するところ

県

課

担当

電話番号

メール

- 児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所に  
アドバイスするところ

担当

電話番号

メール

## 社会的養護体制の計画的整備

### 都道府県地域行動計画(社会的養護関係部分)について

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が改正され、都道府県が策定する地域行動計画に記載する事項として、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が明記された(平成22年4月1日施行)(※1)。
- 都道府県では、後期行動計画(平成22年度から平成26年度までを計画期間とする計画)の策定作業を21年度中に終えることとなるが、後期行動計画策定に当たっては、上記改正を踏まえ、社会的養護体制の質・量の充実を図るための事項を含めて後期行動計画を策定することとなる。
- 国は、「行動計画策定指針」に社会的養護体制の充実のための基本的な考え方を含めて記載しており、具体的には、
  - ・要保護児童の人数の算定の考え方、
  - ・家庭的養護の推進、施設機能の見直し、自立支援策の強化、子どもの権利擁護強化等各項目ごとの基本的な考え方等を示している。
- 都道府県(※2)は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、社会的養護体制に関しても、平成29年度までの必要量を見込んだ上で、平成26年度までの計画を策定することとなる。

※1 改正後の次世代育成支援対策推進法

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2～8 略

※2 指定都市及び児童相談所設置市は、社会的養護関係部分については、都道府県と同様に計画を策定する必要がある。

## 各項目ごとのポイント

項目ごとに、例えば、以下のような観点から、計画を設定することが考えられる。

### (ア)家庭的養護の推進

- 家庭的養護を推進するための方策を記載。里親委託率については、目標値を設定、その他は必要に応じて設定。
- 里親委託について
  - ・里親委託率は地域の実情に応じて設定するが、現在の委託率より一定以上上がるように委託率の数値目標を設定。
    - ※ 例えば、当該都道府県内における平成20年度末現在の里親委託率7%とすると、これを上回る数値を設定。
  - ・里親委託を推進するため、新規里親の開拓の方策、里親支援策の充実を図るための方策を記載。
- その際には、里親支援機関等の地域資源の活用を含めた検討が必要。
  - ※ 例えば、以下のような記載が考えられる。
    - 年に○回、里親経験者の講演会を開催。
    - 平成○年度までに里親サロンの開催、里親への相談業務を里親支援機関事業として委託。
- 小規模住居型児童養育事業について
  - ・地域における普及状況を踏まえつつ、促進を図るための方策を記載。
- その際には現状の里親の意向・希望等を踏まえて、ファミリーホーム事業の立ち上げ支援等も含めた検討が必要。

### (イ)施設機能の見直し

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

- 専門的なケアについて
  - ・情緒障害児短期治療施設がない地域における整備目標の設定など専門的なケアが実施できる体制整備の方策を記載。
- 自立支援に向けた取組について
  - ・施設における自立支援、継続的・安定的な環境での支援を確保するための地域での連携方策等のあり方を記載。
    - ※ 例えば、当該地域における専門的な役割を担う施設、自立支援の中心的な役割を担う施設(又は自立援助ホーム等)等を指定するとともに、関係者のネットワークの構築スケジュールを策定し記載。
      - (平成○年○月まで 関係者の会議立ち上げ、△年△月まで 問題点の洗い出しと対応策の議論、□年□月まで 役割分担の明確化と定期的な会合)
- ケア単位の小規模化について
  - ・ケア単位の小規模化の目標を設定するなど家庭的な養護を推進するための方策を記載。
    - ※ 例えば、「平成26年度までに小規模グループケア・地域小規模児童養護施設 ○箇所設置する。」旨記載。
- 子どものプライバシーについて
  - ・子どものプライバシーに配慮した環境の整備(例えば個室化)に向けた施設整備の見込みを記載。

### (ウ)家庭支援機能の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

#### ○児童相談所等関係機関の役割分担・連携について

・児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

※ 例えば、関係者の連携体制の構築スケジュールを策定し、記載。

「〇年〇月までに児童相談所、市町村、児童家庭支援センターなどの関係機関の担当者レベルの会議を設置し、問題点の洗い出し作業。」

「△年△月までに担当者レベル会議での問題点への対応策について具体的に議論し、まとめる。」

「□年□月までに各機関の役割分担と定期的な会合及び非定期的な会合を開く場合のルール等を定める。」 など

#### ○児童家庭支援センターについて

・児童家庭支援センターが、設置されていない地域における整備目標の設定や、センターが設置されている地域における活用方策を記載。

※ 例えば、「〇年度までに児童家庭支援センターを設置する。」

「〇年度までに児童家庭支援センターに対し、指導委託できるように研修会、説明会を開催する。」

#### ○母子生活支援施設について

・母子生活支援施設と関係機関との連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

その時には、母子生活支援施設の利用実態を把握し、DV被害者が多ければ、婦人相談所との連携等も含めた検討が必要。

### (エ)自立支援策の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ、数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

#### ○自立援助ホームについて

・自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数の見込み、自立援助ホームを利用することが想定される割合等を踏まえ、当該地

域における必要量を設定。

※ 例えば、「平成26年度までに自立援助ホームを〇か所設置する。」旨記載。

#### ○相談等の拠点について

・施設退所者等が相談できる場や気軽に集う場の整備を進めるための方策について記載。

※ 例えば、「〇年〇月までに、施設退所後家庭復帰できない人数などニーズを把握」

「△年△月までに、実施場所の選定・調整」

「□年□月までに、施設入所児童等へ周知及び準備」

### (オ)人材確保のための仕組みの強化

必要に応じ、数値目標を設定する。その他数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

#### ○研修体制について

・見込んだ要保護児童数に見合った、必要な人材育成を進めることが可能となるよう、研修体制の整備の具体的な方策を記載。

※ 例えば、「要保護児童数の見込み数に踏まえ、これに対応するために必要な人材の数の見込みを算定し、記載。」

「平成○年度までに○人分の研修体制を整備する旨を記載。」

### (カ)子どもの権利擁護の強化

○ 被措置児童虐待の通告等への対応や、予防の取組にかかる体制整備・見直しを進めるための具体的な段取りとスケジュールを記

載。

※例えば、

・都道府県版被措置児童等ガイドラインについて、平成○年△月までに策定を行う。

・被措置児童等虐待に関する都道府県(関係部局)、関係施設の協議会、関係機関等と連携強化のための会議を平成○年度に△回開催。

・子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する施設職員や関係機関職員向け研修会を平成○年度に△回開催。

・被措置児童等虐待の広報・啓発に関する印刷物(ポスター・リーフレット)の作成や子どもの権利ノート改訂を平成○年△月までに実施。

等を記載

#### ○第三者評価の受審について

・施設等における第三者評価の受審を進めるための具体的な取組を記載。

※ 例えば、第三者評価機関がない地域においては機関設置に向けた取組を記載。

設置されていても受審が進んでいない地域においては、問題点や対応策を検討するスケジュールやいつまでに○割の施設が受信するようにするなどの目標を記載。